

# 新座市放課後児童保育室退室・変更等届出書

令和 年 月 日

(届出先)

新座市長宛て

保護者 住所 新座市 丁目 番 号  
(申請者) 方書  
氏名  
電話 ( )

新座市放課後児童保育室入室基準取扱要領第5条の規定により、次のとおり届出します。

ふりがな	
児童氏名	( 年生)
保育室名	放課後児童保育室

※該当する事項の番号に○をつけてください。

1 退室 令和 年 月 日をもって退室します。

※ 届出日又は最終登室予定日を記入してください。

**※ 退室日は、さかのぼることはできません。**

【退室理由】(退室の主な理由に○を付けてください。)

- ( ) ココフレンドを利用するため、 ( ) 習い事のため  
( ) 留守番ができるようになったため、 ( ) 引っ越しのため  
( ) 退職のため、 ( ) 自宅で保育が可能なため  
( ) 勤務時間・勤務態勢の変更のため、 ( ) 育休・産休・出産のため  
( ) その他 ( )

2 就労状況変更(就労証明書を添付)

3 住所変更 新住所 新座市 丁目 番 号  
方書  
旧住所 新座市 丁目 番 号  
方書

4 その他

【参考】届出児童のほかに放課後児童保育室に在籍している児童氏名

( 年生)

保育課に提出した、放課後児童保育室入室申請書類の内容に変更があるときは届出が必要です。

(例)

- 仕事をやめたとき
- 転職したときや勤務条件（勤務時間・就労日数など）に変更があったとき（就労証明書を添付してください。）
- 住所を変更したとき
  - ※ 変更後の住所以外の送付先を希望する場合は御相談ください。
- 世帯構成が変更になったとき（結婚・離婚・同居家族の死亡など）
- 子どもが生まれたとき（育児休暇中は放課後児童保育室は利用できません。）

※ 不明な点は、保育課放課後児童保育係までお問い合わせください。

### **退室の届出の際の注意事項**

月の途中で退室した場合の保育料は、退室日までの日割り計算した額となります。登室した日数にかかわらず登録のある日数分の保育料が掛かります。

退室するときは、退室日以前に届け出る必要があります。退室日当日までに届出をしてください。退室日をさかのぼることはできません。